

個人情報管理規程

第1条（目的）

本規程は、「個人情報の保護に関する法律」（以下、「個人情報保護法」という）に基づき、一般社団法人再生医療イノベーションフォーラム（以下「当会」という）において個人情報を取り扱う際に遵守すべき基本となる事項を定める。

第2条（本規程が対象とする個人情報）

本規程は、電磁的情報であるか文書情報であるかを問わず、当会で取り扱うすべての個人情報を対象とする。

第3条（定義）

本規程における用語の定義は、次の通りとする。

- ①「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができる、それにより特定の個人を識別することができるものを含みます）及び個人識別符号が含まれるものをいう。
- ②「個人識別符号」とは、個人情報保護法第2条第2項に定めるものをいう。
- ③「本人」とは、特定の個人情報の主体となる者をいう。
- ④「取り扱い」とは、取得、利用、提供、預託、保有又は廃棄をいう。
- ⑤「役職員等」とは、当会の役員、並びに雇用、出向、派遣及び委託等、契約形態の区別にかかわらず、当会の業務を行う者をいう。

第4条（個人情報の取り扱いに関する基本原則）

役職員等は、個人情報保護法の精神に則り、以下に定める事項を遵守し、個人情報の適正な取り扱いに努めるものとする。

- ① 個人情報は、その利用目的の達成に必要な範囲内で取り扱う。
- ② 個人情報は、適法かつ公正な方法で取得する。
- ③ 個人情報は、法令で定める場合を除き、本人の同意を得ずに、当会以外の第三者に対し提供しない。
- ④ 個人情報は、正確かつ最新の内容に保つよう努める。
- ⑤ 個人情報の取り扱いに当たっては、不正アクセス、紛失、漏えい、滅失・毀損又は改ざんの防止、その他の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じる。

第5条（要配慮個人情報の取り扱い）

役職員等は、法令で定める場合を除き、次に示す内容を含む要配慮個人情報を、本人の同意を得ずに、取得してはならない。

- ① 人種、民族、信条、社会的身分
- ② 病歴
- ③ 犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実
- ④ 購読新聞、雑誌、愛読書に関する事
- ⑤ その他上記に準ずる本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するもの

第6条（取得）

- ① 役職員等は、個人情報の取得に際しては、以下の利用目的の達成に必要な限度において、取得する。当会の各種会議・会合等の企画・運営（案内を含む）・管理
- ② 当会主催の講演会・研修会等の企画・運営（案内を含む）・管理
- ③ 各種資料（年報、機関紙、アンケート等）の作成・案内・提供・頒布
- ④ 役職員等の採用・就任・受入に関する連絡、選考、採否の決定、その後の人事・労務・契約管理及び教育
- ⑤ その他当会の運営に関する検討・連絡・報告
- ⑥ お問い合わせ対応
- ⑦ その他上記各号に付随する目的

第7条（利用）

役職員等は、法令で定める場合を除き、前条の利用目的の範囲内で個人情報を利用する。

第8条（提供）

役職員等は、以下の各号その他法令で定める場合を除き、個人情報を第三者に提供してはならない。

- ① 人の生命、身体、財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- ② 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- ③ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- ④ 利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取扱いの全部又は一部を第三者に委託する場合

第9条（個人情報の正確性の確保等）

役職員等は、個人情報について、その利用目的に応じ、定期確認等により正確かつ最新の状態で保有するよう努めるとともに、利用する必要がなくなったときは、遅滞なく消去するよう努めるものとする。

第10条（安全対策）

役職員等は、個人情報への不正アクセス、紛失、漏えい、滅失・毀損又は改ざん等のないよう、下記例に示す合理的な安全対策を講じる。

- ① 個人情報を含む文書及び個人情報を含む電磁的記録媒体は、施錠できるキャビネット等に施錠して保管するものとし、個人情報を含む情報機器で施錠できるキャビネット等に保管することができないものは、セキュリティワイヤー等により固定する。
- ② 個人情報を含むデータはパスワード等により適切に管理する。
- ③ 個人情報は、当該個人情報の利用目的に照らし利用する必要のない者に利用させない。
- ④ 個人情報を含む文書及びデータは、みだりに複写・複製しない。

第11条（預託）

- (1) 役職員等は、個人情報を社外の第三者に取り扱わせる場合には、当該個人情報の保護について十分な水準にある者を選定する。
- (2) 上記(1)に基づき個人情報を取り扱わせる第三者との間で、以下の事項について定めた契約を締結する。
 - ① 個人情報の第三者への不開示、目的外利用の禁止、漏洩防止措置の実施その他の安全管理義務
 - ② 事故時の責任分担及び対応
 - ③ 契約終了時の個人情報の返却及び消去

第12条（廃棄）

役職員等は、個人情報の廃棄に当たっては、機密漏えい・誤廃棄等のないよう、復元できない手段で実施する。

第13条（個人情報管理責任者）

- (1) 当会は、個人情報の適法かつ公正な取り扱いを管理・推進するために、当会の個人情報の保護管理の統轄責任を担う者として、個人情報管理責任者を設置するものとし、事務局長がこの任に就く。
- (2) 個人情報管理責任者は、役職員等をして前9条を遵守させるべく、必要な指導監督を行う。

第14条（教育・研修）

個人情報管理責任者は、個人情報に関する役職員等への啓発のため、研修等を定期的実施する。

第15条（本人からの請求への対応）

個人情報管理責任者は、本人から自己の個人情報の開示、訂正、追加、削除又は利用停止を求められた場合、適正な本人確認及び当該請求に関する調査の後、法令の定め及び当該調査結果を踏まえ、遅滞なくこれに対応する。

第16条（特定個人情報）

特定個人情報については、本規程の他、特定個人情報管理規程が適用されるものとし、本規程と特定個人情報管理規程の内容が抵触する場合は、特定個人情報管理規程が優先されるものとする。

第17条（改廃）

本規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

制定　：　平成28年7月25日